

令和 7 年 6 月 30 日

お客さま 各位

当座勘定規定の一部改正について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当組合では、令和 7 年 8 月 1 日（金）より、払戻請求書による当座勘定払戻しの取扱開始に伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改定日

令和 7 年 8 月 1 日（金）

3. 主な改定内容

項 目	内 容
手形、小切手等の支払	・当座勘定の払戻しに当組合所定の「払戻請求書」を使用することを追加 ・「払戻請求書」を使用する場合の本人確認について規定に追加
印鑑照合	・印鑑照合の対象書類に「払戻請求書」を追加

4. 改正箇所

次頁以降の表のとおり改定いたします。

なお、次頁以降の表では、変更する条項のみ記載しております。

全条項は当組合ホームページ「規定集」に 8 月 1 日から掲載いたします。

以上

【お問い合わせ先】

広島県信用組合 業務部 TEL：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土・日・祝日を除く）

当座勘定規定 新旧対照表

新	旧
7. (手形、小切手の支払等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。 (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	7. (手形、小切手の支払の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 <u>(追 加)</u>
12. (手数料等の引落とし) (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。	12. (手数料等の引落とし) (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。

新	旧
17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または<u>諸届け書類</u>に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、<u>諸届け書類</u>につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 以 上 (令和7年8月1日 現在)	17. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>諸届書類</u>に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>諸届書類</u>につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 以 上 (令和7年1月6日 現在)